母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について

令和5年3月14日

資料7

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、 学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

THE	I II V	4 = 1
		7

安宅 満美子 とりこえ助産院 助産師 中山 まき子 同志社女子大学現代社会学部 特任教授

(公益社団法人日本助産師会 推薦) 兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・

石田 淳子 府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ど 濵田 圭子 地域保健課長(公益社団法人日本看護協会 推薦) も家庭支援センター所長(全国保健師長会 推薦) 原怜大学大学院医梅藤総会研究利意利婦人科学教

© 岡 明 埼玉県立小児医療センター 病院長 ニャー (公益社団法人日本小児科医会 推薦)

小林 徹 国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究 森田 圭子 特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事センターデータサイエンス部門 部門長

金木 俊治 日本原料大学女性生殖発達病態学大学院 教授 山本 秀樹 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事

^{郵水 後/2} (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦) 渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会 常任理事

3.2.4. 信一郎 福岡大学医学部小児科 主任教授

(公益社団法人日本小児科学会 推薦) (50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、 母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割 について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策に ついて、どのように考えるか 。
- ・母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

スケジュール

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について(夏頃を目途に検討)
 - ⇒ 令和5年度以降、各市町村において新様式の母子健康手帳を交付
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について(年度内に方向性を検討)

「母子健康手帳の見直し方針について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書(令和4年9月20日)

1. 全体的な事項について

- (1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について
 - ・現状:令和2年度以降、マイナポータルを通じて一部は閲覧可能
 - ・今後の対応:
 - ・母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、 令和7年度を目標時期として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、 マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備を進めていくことが適当
 - ·令和5年度以降、保護者に対する育児等の情報(任意様式)について、主として電子的に提供することが適当
- (2) 名称について
 - ・父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見
 - **⇒ 「母子健康手帳」の名称は変更しない**
 - ・複数の自治体で既に他の名称を併記 ⇒ 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を、今後厚労省において周知

2. 個別の事項について

母親

父親

や家族

こども

- ・心や体のことで悩みがある場合に地域の**子育て世代包括支援センター等に相談するよう促す記載**を追加
- ・産後ケア事業に関する記録欄を追加し、関係者間での実施状況等の共有を推進
- ・妊婦健診の標準的な**検査の内容や意義等について情報提供を充実**、検査陽性の場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加
- ・父親や家族が記載する欄を増加
- ・家族の多様性を踏まえ、**適切な範囲で「保護者」という表現に改定**
- 「・成長発達の目安の記載項目について、両親が不安にならないよう注釈を追加。あわせて、追加する項目の考え方を整理
- _・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性の観点から、任意様式に<u>**学童期以降の健康状態の記録欄</u>を追加**</u>
- ・多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、**多様性に配慮した情報提供を充実**
- ・妊婦や保護者を自治体などの必要な支援に適切につなげられるよう、**相談窓口の連絡先等をわかりやすく情報提供**
- ・災害時への対応として、**避難場所の連絡先や平時からの備えなどについて情報提供**

改正後の母子健康手帳について①

検査の記録

感染症検査や子宮頸がん検診の結果に関して、気になる点や追加検査・治療 が必要かについて、医師に相談しましょう。

検 査 項 目	検 査	年 月	日	備	考
血液型	年	月	Ħ	ABO	型Rh
不規則抗体	年	月	Ħ		
子宮頸がん検診	年	月	日		
梅毒血清反応	年	月	日		
HBs抗原	年	月	B		
HCV抗体	年	月	B		
HIV抗体	年	月	日		
風しんウイルス抗体	年	月	Ħ		
HTLV-1抗体	年	月	Ħ		
クラミジア抗原	年	月	日		
B群溶血性連鎖球菌	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	H		
	年	月	Ħ		
	年	月	Ħ		
	年	月	日		
	年	月	Ħ		
	年	月	B		

※検査結果を記録する場合は、妊婦に説明し同意を得ること。



改正後の母子健康手帳について②

<出産後・退院時の診察のときに記入してもらいましょう。>

出産後の母体の経過

産 後 日月数	子 宮 復 古	悪質	乳房の状態	№ 圧	尿蛋白	尿糖	体 重	EPOS等の 実施など
	良·杏	正・否			-+1	-+11	kg	
	良・否	正・否			-++	-+#		
	良・否	正・否			-++	-+#		
	良・否	正・香			-+#	-+#		
	良・否	正・否			-+#	-+#		

○気分が沈んだり涙もろくなったり、何もやる気になれないといった

ことがありますか。

いいえ はい 何ともいえない

- ○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことが あれば、医師、助産師、地域の子育てに関する相談機関(子育て世代包括支 援センター等)に相談しましょう。
- ○産後のご自身の気持ちなど、自由に記入しましょう。

入	浴	産後	日	(月	日)	家事開始	産後	ŧ	1(月	日)
家事以労働	以外の 開 始	産後	H	(月	日)	月経再開		年	月	日	
家族計	画指導	なし・	あり	9	医師	 受胎 	関節実地指導員	 助産 	新)	年	月	H

【新設】

<産後ケアを利用した時に記入してもらいましょう。> 産後ケアの記録

年月日	方法	場所	備考
	宿泊・デイサービス・訪問		

<地域の子育でに関する相談機関(子育で世代包括支援センター等)を 利用した時に記入してもらいましょう。> 利用記録

年月日	概要など	場所

改正後の母子健康手帳について③

【新設】保護者の記録【2週間頃】 日記録)

○泣き声やお乳を飲む力が弱いと思いますか。

- いいえ はい
- ○寝かせるときは、あお向けに寝かせていますか。
- はい いいえ
- ○自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。はい いいえ ○保護者ご自身の睡眠で困っていることはありますか。
 - いいえ はい
- ○子育てについて気軽に相談できる人はいますか。
- はい いいえ
- ○子育てについて不安や困難を感じることはありますか。

いいえ はい 何ともいえない

○成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。

※このページは医療機関、子育て世代包括支援センター等で参考にするので、丁寧 に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談し ましょう。

保護者の記録	【1か月	頃】	(年	月	日記録)
	年	月	日で1	か月にた	よりました。	
○裸にすると手足を	とよく動っ	かします	⁻ カ _{*。}		はい	いいえ
○お乳をよく飲みる	ますか。				はい	いいえ
○大きな音にビク・	ッと手足?	を伸ばし	たり、			
泣き出すことがあ	あります7	5 2.			はい	いいえ
○おへそはかわい	ていますれ	δa,			はい	いいえ
○寝かせるときは、	あお向け	ナに寝か	せていま	すか。	はい	いいえ
○自動車に乗るとき	き、チャー	イルドシ	一トを使	用してい	ますか。1	はい いいえ
○保護者ご自身の関	睡眠で困-	っている	ことはあ	りますか	。いいえ	はい
○子育てについてタ	気軽に相談	炎できる	人はいま	すか。	はい	いいえ
○子育てについてる	下安や困難	誰を感じ	ること			
はありますか。				いいえ	はい何	ともいえない
○成長の様子、育児	の心配、	かかって	と病気、悪	想などを	自由に記え	人しましょう。

[※]このページは医療機関、子育て世代包括支援センター等で参考にするので、丁寧に 記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しまし

[※]これからの予防接種のスケジュールを確認しましょう。

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書(案)

令和 5 年 ● 月 ● 日)

1.マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状:H30年検討会にて母子保健情報(妊婦健診、3~4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部)の標準的な電子的記録様式を策定、 R2年度からマイナポータルで閲覧可能

マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充

く現時点で新たに追加すべき情報(例)> ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報:妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報:新牛児訪問指導等、屈折検査(3歳児健診)、歯の汚れ・形態・色調(1歳6か月・3歳児健診)

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常

等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提 としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診(個別健診)を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

現行のプロセス	主な課題
保護者が問診票に回答 ~ 医療機関で確認	問診票が紙で運用 ⇒ 問診票の確認までにタイムラグ
健診実施 ~ 自治体への結果報告	紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない
報告された結果のデータ化	83.5%の市町村で職員がデータ入力 ⇒ 業務負担、システムの財源確保が課題
データの情報管理	データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※
データの利活用	データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱などの仕組みが未整備※
マイナポータルへの情報登録 ~ 閲覧	閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報デジタル化実証事業

令和 4 年度第 2 次補正予算 4.8億円

のためには、医療機関の情

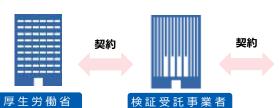
報のデータ連携が必要

1 事業の目的

- 現状、妊婦健診、乳幼児健診の結果等については、実施者が母子健康手帳に記入するとともに、自治体が医療機関から提供された健康 診査の結果等を、健康管理システムやマイナポータルの中間サーバーに登録しているが、自治体における登録までには数ヶ月かかって おり、速やかな母子保健情報の電子化・閲覧ができていない状況にある。
- このため、モデル的に複数の自治体において健康管理システムの改修や民間アプリの活用等によるデータ連携等を行い、母子健康情報 のデジタル化の課題等を検証した上で、全国展開に向けた検討を行う検証事業を実施する。 母子健康手帳のデジタル化

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

予防接種デジタル化事業の実施状況を踏まえつつ、母子健康情報デジタル化の全国展開に向けた検証事業を実施する。



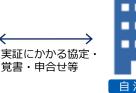
○自治体におけるデータ連 携の実証に係る調査研究

(事業の流れ)

- **↑** データ連携の実証事業に係る調査研究を行 う事業(検証受託事業者)の調達
- 2 本実証事業に参加を希望する自治体を公募
- ❸ 当該自治体が連携するシステム運用事業者 等と検証受託事業者との間で契約
 - ⇒ 検証実施



事業者等



※ 予算の範囲で 複数自治体を選定

妊婦健診、乳幼児健診等のデータ連携 健康管理システム

医療機関

<自治体と医療機関の連携>

- ▶パターン① 自治体の健康管理システムの改修
- 医療機関の電子カルテシステムの活用
- ▶パターン③ PCやタブレット端末の活用

く自治体と妊産婦等との連携>

母子保健アプリや母子保健情報の電子化ツールの導入



PHRとして 妊婦健診記録等を把握

※ PHRの観点より、個人が自らの保健 医療情報を管理できるように、 マイナ ンバーを活用した情報共有・連携につ いて検討すること。

3 実施主体等

【実施主体】民間団体(公募により決定) 【補 助 率】 定額